

お知らせ
Info

新型コロナウイルスによる売上減少等の影響を受けた事業者の皆さまへ

鬼北町えひめ版応援金（県・市町連携事業）【第2弾】のお知らせ

問 企画振興課 地域活力創出係 内線2214 / 鬼北町商工会 ☎45-0813

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う飲食店の営業時間短縮要請や不要不急の外出・移動の自粛等により、事業収入（売上）が大きく減少する中、感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む中小企業者等を支援するため、「鬼北町えひめ版応援金【第2弾】」を給付します。

給付金額 法人30万円 個人15万円

支給対象者の条件

- 令和3年9月1日に町内に本社（個人事業主の場合は町内に住所）を有している。
※農林漁業者、医療法人、農業法人、NPO法人等も対象
- 令和3年6月から9月のいずれかの月の月間売上が、令和元年、または令和2年同月と比較して30%以上減少、または令和3年6月から9月のうち、連続した2カ月のそれぞれの月間売上が令和元年、または令和2年同月と比較して、連続して15%以上減少している。
※事業収入（売上）には、雑収入（助成金収入等）や家事消費等は含みません。
- 比較対象月の属する事業年度の事業収入が法人は240万円以上、個人事業主は120万円以上である。
※令和3年8月から9月の時短協力金、6月から9月の国の月次支援金を受ける事業者を除く。
- 感染拡大を予防しながら事業継続に取り組んでいる。
- 事業継続の意思があり、町税を滞納していない。

申請期間

10月12日（火）～12月28日（火）

申請受付 申請窓口 鬼北町商工会【鬼北町大字近永(近永保育所横)】

受付日時 毎週月・水・金曜日 9時～16時(平日のみ)

申請方法 窓口申請

※感染拡大防止の観点から、申請される方は事前に予約を行ってください。

お知らせ
Info

大学生等1人につき10万円を支給

鬼北町大学生等生活応援給付金のお知らせ

問 教育課 文化スポーツ係 内線4113

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大学生等やその保護者が収入減少等の影響を受け、大学生等が修学に不安を抱えている状況から、経済的な負担の軽減や修学継続を支援するため、給付金を支給します。

支給対象者

鬼北町に住所を有し、大学生等を扶養している方

- 大学生等とは、申請日において大学等に在学している学生。
※通信教育課程については、町外に居住実態がある方に限る。
- 大学等とは、学校教育法に基づき設置された大学（専門職大学および短期大学を含む。）
高等専門学校（4年次以上に限る。）
専修学校（専門課程に限る。）
またはこれらに準ずる学校で町長が特に認めるもの。

給付金額

扶養する大学生等1人につき10万円

申請書類

- 鬼北町大学生等生活応援給付金申請書
※教育課、日吉支所および各公民館に備えています。鬼北町ホームページからもダウンロードできます。
- 大学生等の学生証の写し（発行日、有効期限の記載があるもの）、または在学証明書（10月1日以降に発行されたもの）
- 通信教育課程に在学している場合は、居住するアパート等の賃貸契約書等の写し。

申請期限 令和4年2月28日（月）